

あまっ子の 笑顔のために



教師のための いじめ防止・対応リーフレット

いじめの定義について・・・

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成25年9月から施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめはこのように定義されています。

この定義に照らして考えると、一般に「けんか」ととらえられる行為は、何らかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、いじめとして認知することが多いです。

全職員が同じ意識で子どもたちを見守り、ささいなことを見逃さないように心がけていくことがとても大切です。

積極的にいじめ認知をすることにより、重大事態になる前に解決へと向かうことができます。



いじめ対策の取り組みは大きく3つのステップで行います。



未然防止

- ・一人ひとりが安心できる学級づくり
- ・仲間と支え合って紡いでゆく絆づくり
- ・わかりやすい授業&発表の機会を増やす
- ・児童生徒への共感的理解
- ・小さな変化を見逃さない姿勢
- ・触れ合う機会と何気ない会話

早期発見

- ・相談しやすい雰囲気づくり
- ・いじめに関するアンケートと個別面談（児童生徒）の実施 ※状況に応じて保護者面談も実施
- ・職員間の情報共有と家庭・地域との連携

早期対応

- ・いじめ防止対策委員会で組織対応【部活動でのトラブルやいじめの状況も情報共有】
- ・（※校内いじめ対応チームには、SC・SSWも必ずメンバーに！）
- ・関係機関との連携 ・いじめ認知後は「いじめ認知報告書」にて速やかに教育委員会に報告

アンケートの実施にあたって

実施回数

各学期に最低1回

※当日欠席者や長期欠席者にも実施し回収

保存期間

5年間保存

※紙媒体もしくは電子データ保存

記入内容の確認
複数体制でチェック！

実施日当日

管理職は、担任がアンケートの確認ができているかについての確認をする。

一人で抱え込まないで
情報共有！
組織対応！
全職員一丸となりいじめ防止に取り組みましょう！

いじめの疑いが確認された場合⇒**個別面談を必ず**行う。
※いじめ等の状況に応じて**保護者との面談**を行う。
※面談をはじめとする**対応の記録を必ず残す**。

解消条件は2つあります。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上やんでいること。
 - ②被害児童生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。
- ①②ともに満たされていることで解消となります。

日々の児童生徒へのきめ細やかな声掛けがいじめ防止の第一歩です。

普段の何気ない会話から！
言葉のつながりから
心のつながりへ

授業どうだった？

がんばっているね

最近どう？

ごはんおいしかった？

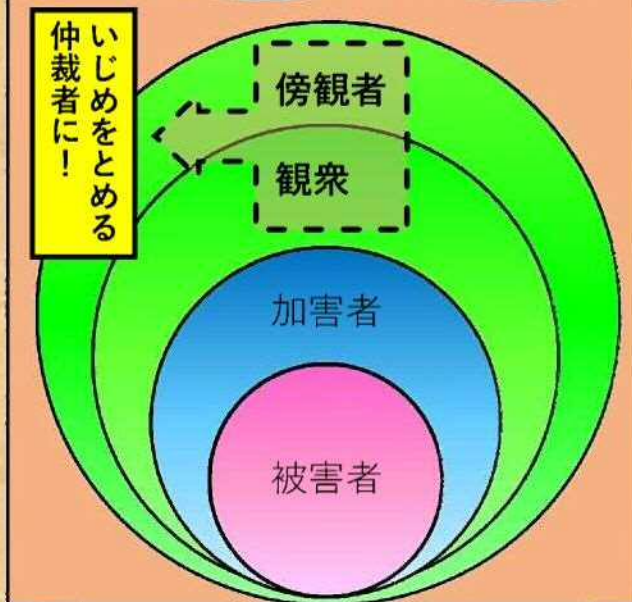
いじめ発見チェック表



いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもがいじめの被害者・加害者になり得るという視点で子どもたちの普段の様子をチェックしてみてください。
 当てはまる子がいたら、職員間で情報を共有してチームで対応をしていきましょう。

項目	✓	主な状況
登校		遅刻・欠席・早退などが増えた。
学習		学習意欲の低下が見られたり、忘れ物が増えたりしている。
		授業中の発言を冷やかされたり、無視されたりする。
		グループを作るとき、机を離されたり避けられたりする。
部活動		活動前後に準備や片づけをさせられることが多い。
休憩		休み時間に一人で過ごすことが増えた。
		一緒に過ごす仲間が変わった。
昼食 清掃		昼食を一人で食べている。(給食のおかずの配り忘れや不平等な配膳をされる。)
		清掃時間に一人だけ離れた場所で掃除をしている。
下校		特に用事がないにもかかわらず、下校をしようとしなない。

観衆・傍観者を仲裁者に！



森田 洋司 氏 提唱 いじめの4層構造より

いじめが起こった時、子どもたちは大きく4つの層に分類されます。
 被害者や加害者の周りには観衆(注1)や傍観者(注2)がいじめをとめる仲裁者となることができれば、いじめ被害を最小限に食い止めることができるようになります。

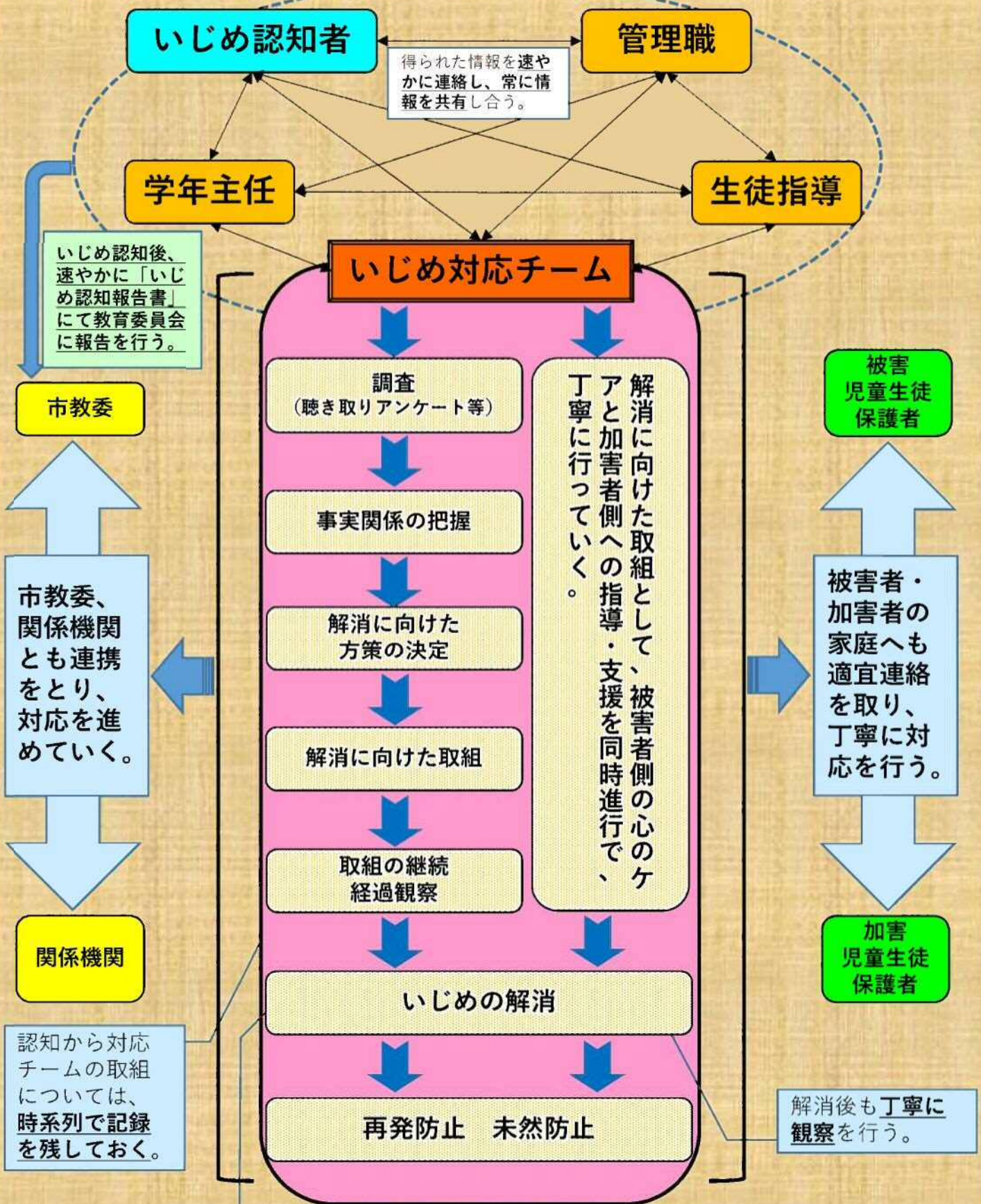
誰もがどの層にも属す可能性があります。またそれは常に流動的で目まぐるしく変化するということを理解しておかねばなりません。

仲裁者となれる児童生徒を増やすためには・・・

- ① お互いを思いやり認め合える学校・学級作り
 - ② 児童生徒一人ひとりが主体的に活動できる場面づくり
 - ③ 道徳心や規範意識を育て、いじめを許さない土壌づくり
- を教職員全員が足並みをそろえて行うことが何より大切です。

注1 観衆 はやしたてたり面白がったりしている児童生徒
 注2 傍観者 見て見ぬふりをする児童生徒

いじめ認知があった時の対応について



得られた情報を速やかに連絡し、常に情報を共有し合う。

いじめ認知後、速やかに「いじめ認知報告書」にて教育委員会に報告を行う。

解消に向けた取組として、被害者側の心のケアと加害者側への指導・支援を同時進行で、丁寧に行っていく。

市教委、関係機関とも連携を取り、対応を進めていく。

被害者・加害者の家庭へも適宜連絡を取り、丁寧に対応を行う。

認知から対応チームの取組については、時系列で記録を残しておく。

解消後も丁寧な観察を行う。

- 解消条件
- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上やんでいること。
 - ②被害児童生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ①②ともに満たされていることで解消となる。